

平成28年 第5回

教育委員会臨時会会議録

とき 平成28年8月2日

品川区教育委員会

平成28年第5回教育委員会臨時会

日 時 平成28年8月2日(火) 開会：午後2時00分
閉会：午後2時46分

場 所 教育委員室

出席委員 委員長 菅谷 正美
委員長職務代理者 鈴木 敏夫
委員 富尾 則子
委員 海沼 マリ子
教育長 中島 豊

出席理事者 教育次長 本城 善之
庶務課長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学務課長 有馬 勝
指導課長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 村尾 勝利
品川図書館長 木村 浩一
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 古澤 浩一

事務局職員 庶務係長 小林 則雄
書記 和田 祐磨
書記 高下 聖矢

傍聴人数 0名

その他 品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

報告事項1 教育委員会委員の任命同意について

協議事項1 委員の議席について

第60号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について

協議事項2 品川区いじめ防止対策推進基本方針（案）について

報告事項2 事務局職員の任免等について

その他 平成28年9月の行事予定について

平成28年第5回教育委員会臨時会

平成28年8月2日

【菅谷委員長】 それでは、ただいまから平成28年第5回教育委員会臨時会を開催いたします。

署名委員に鈴木委員、海沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

まず、会議の持ち方についてですが、日程第5、報告事項2、事務局職員の任免等についての会議の持ち方についてお諮りいたします。本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、報告事項1 教育委員会委員の任命同意について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、教育委員会委員の任命同意について説明いたします。

市川委員の任期が平成28年7月20日で満了することに伴いまして、平成28年7月7日開催の区議会本会議におきまして、区長より海沼委員の任命同意について区議会に諮り、同日、可決されております。その後、区長より海沼委員へ、平成28年7月21日付で教育委員任命の発令が行われたため、ご報告いたします。

なお、海沼委員は市川委員の後任ということで、本日は暫定的にこのように座っていただいておりますが、後ほど委員の議席についてご審議をお願いいたします。

【菅谷委員長】 庶務課長より説明がありました。

それでは、海沼委員より一言、ご挨拶をお願いいたします。

【海沼委員】 海沼マリ子です。よろしくお願いいたします。

私も不慣れですけれども、一応、町会長と、今、人権擁護委員をさせていただいておりますので、少しでもお役に立てるように努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

【菅谷委員長】 次に各委員より自己紹介をお願いいたします。

まず、委員長の菅谷と申します。よろしくお願いいたします。

【鈴木委員長職務代理者】 職務代理の鈴木敏夫です。よろしくお願いいたします。

【富尾委員】 富尾則子と申します。よろしくお願いいたします。

【教育長】 教育長の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【菅谷委員長】 続いて、事務局職員より自己紹介をお願いいたします。

教育次長からお願いいたします。

【教育次長】 教育次長の本城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【庶務課長】 庶務課長の品川でございます。よろしくお願いいたします。

【学校計画担当課長】 学校計画担当課長の篠田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【学務課長】 学務課長の有馬です。よろしくお願いいたします。

【指導課長】 指導課長、熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

【教育総合支援センター長】 教育総合支援センター長、村尾です。よろしくお願いいたします。

【品川図書館長】 品川図書館長、木村です。よろしくお願いいたします。

【指導課統括指導主事】 指導課統括指導主事の山本でございます。よろしくお願いいたします。

【教育総合支援センター統括指導主事】 教育総合支援センター統括指導主事の古澤でございます。よろしくお願いいたします。

【庶務係長】 庶務課庶務係長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

【書記】 書記の和田と申します。よろしくお願いいたします。

【書記】 書記の高下と申します。よろしくお願いいたします。

【菅谷委員長】 ありがとうございます。

それでは、日程第2、協議事項の1のほうにまいります。委員の議席についてでございます。

教育委員の就・退任に伴う委員の議席でございますが、退任された市川委員は第3番席でございました。海沼委員が新たに就任されたということで、慣例により本日は3番席にお座りでございますが、現在の富尾委員の4番席に入り、富尾委員を3番席とすることで異議はございませんでしょうか。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 海沼委員、よろしゅうございますか。

【海沼委員】 はい。

【菅谷委員長】 では、異議なしと認め、そのように決定し、次回の教育委員会より、本日、決定したとおりの議席でお願いいたします。

次に、日程第3、第60号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、第60号議案についてご説明いたします。資料の1をごらんいただきたいと思えます。

本案は、品川区立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正するものです。学校医は特別職の非常勤職員であることから、別途、条例で公務災害補償に関する事項を定めています。今回の改正は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に基づき、都の条例においても条例が改正され、都においても本年6月21日に公布、同日付で施行されたことを受け、区においても都条例に準じていることから都と同様の条例改正を行うものでございます。

内容は2点でございます。1つは、介護補償の限度額の改定、もう一つは、他の法律による給付との調整率の改定でございます。

資料の1ページの中ほどに改正内容をお示しいたしました。まず1、介護補償の限度額の改定についてです。この介護補償ですけれども、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ介護を受けている場合にその期間について、病院に入院している場合等を除き補償額を支給します。

例えば、資料に示しておりますとおり、常時介護を要し実費を支出した場合について、1カ月当たりの限度額を10万4,570円から10万4,950円に、380円引き上げるものです。

このほか、常時介護を要し親族等による介護を受ける場合や、常時介護ではなく随時介護を要する場合などケースによって限度額が異なりますが、いずれのケースも380円から120円の範囲で限度額の改定を行うものであります。具体的には、資料の5ページに新旧対照表においても記載をしております。

もう一点ございます。2点目が、他の法律による給付との調整率の改定です。これは、附則第8条第1項の表の傷病補償年金の項及び同条第3項の表、障害厚生年金等の調整率を0.86から0.88に改めるものでございます。

これは、他の公的年金等、本条例による災害補償給付が同じ原因で両方から支給される場合に、災害補償の支給について一定割合を減ずるという調整の仕組みを定めております。今回、この率も都条例に合わせて改正するものです。こちら、詳細につきましては6ページの新旧対照表のところでお示しをしております。

施行の期日は条例公布の日といたします。なお、都条例同様、経過措置を規定し、平成28年4月1日を適用日とするものでございます。

私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

【菅谷委員長】 1点だけお願いしたいんですが、補償する内容のことについてだと思いますが、それはそれでよろしいんですが、細かい条例のほうを読んでいないので教えていただきたい。例えば補償限度額が少し変わった。普通、介護の補償ということで、限度というのですか、時間的なタイムリミットとしての限度というのは、例えばこの方たちは学校医さんであり学校歯科医さんということで、学校の業務に関係する方が介護補償を受けるような状態になったということはわかるんですが、いつまで、ずっとこれが補償されるか、その限度がどこかにあるのだと私は思うんですがわからないので教えていただければと思います。

学務課長。

【学務課長】 特段に何年を限度とするという規定は、第11条の規定の中にはないんです。ですので、未来永劫なのかどうなのか、ちょっと調べさせていただきたいと思っておりますけれども、第11条の中では、病気休暇みたいは何カ月、何十日を限度とするというところについては具体的には書いていないので、その辺はまた調べさせていただきたいと思っております。

【菅谷委員長】 質疑はございませんか。

それでは、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について採決いたしますが、ご異議はございませんか。

それでは、採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第4、協議事項2 品川区いじめ防止対策推進基本方針(案)について説明をお願いいたします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、品川区いじめ防止対策推進基本方針の案につきまして、統括指導主事より説明をさせていただきます。

【教育総合支援センター統括指導主事】 私からは、品川区いじめ防止対策推進基本方針(案)についてご説明をいたします。資料として配付いたしました、いじめ防止対策推進基本方針(案)をご用意ください。

まず、この基本方針を定める理由ですが、品川区いじめ防止対策推進条例第11条の規定により、学校におけるいじめ根絶に取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

表紙をおめくりください。まず、1、基本方針の策定では、策定の意義を示しております。

2、いじめの定義、3、いじめの禁止については、いじめ防止対策推進法や品川区いじめ防止対策推進条例等をもとに定めております。

次に4、いじめ防止への基本的な考え方では、教育委員会、学校、保護者、地域住民及び関係機関等が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応へ臨むための取り組みの基本を示しております。

(1) いじめを許さない学校づくりでは、学校は、いじめは決して許されないことを児童・生徒が自覚できるように努めることを示しております。

(2) いじめについて相談しやすい体制づくりでは、学校は、児童・生徒からの相談や保護者等からの情報提供を受けやすくするよう努めることを示しております。

(3) 教員の指導力向上のためには、教育委員会による研修の充実と、HEARTS等の派遣などによる学校支援の取り組みについて示しました。

ページをおめくりください。(4) 学校と保護者の連携として、教育委員会による広報、その他の啓発活動の実施について示しております。

次に5、学校における取組として、学校の全教職員が共通理解を持って取り組みを進めていくことを定めております。

まず、(1) 学校いじめ防止基本方針では、既に全校が学校いじめ防止基本方針を策定しておりますが、今回の基本方針の趣旨を踏まえ、学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を作成するとして示しています。

(2) 組織的対応の推進では、アにありますように、学校がスクールカウンセラーや巡回相談員等を交えた校内組織を置くこと、また、イにありますように、重大事態発生時には校内組織を設け調査に当たることを示しております。

(3) いじめの防止等に関する取組では、学校がいじめの防止等に取り組む際の具体的な取り組みを、アからエで示しております。

ア、いじめの未然防止では、市民科学習等により、人権を尊重する心情を育てることなどを示しました。

イ、いじめの早期発見では、定期的なアンケートの実施を行うことなどを取り上げております。

ページをおめくりください。ウ、いじめの早期対応では、いじめを発見した場合、速やかに組織的に対応することなどを示しております。

エ、重大事態への対処では、教育委員会に報告し、関係機関との相談・連携をすることなどを示しております。

最後に、4ページ中ほどからの6の区教育委員会の取組みとして、いじめを防止並びに解決するために推進する施策について示しております。

(1) 品川区いじめ根絶協議会は、年3回開催される、有識者、地域代表、関係官公署、区教委によるいじめ対策について協議する機関です。本年度は、既に7月8日に第1回目が開催されました。次回は11月25日の開催予定です。

(2) 品川区いじめ対策委員会は、学識経験者等の専門的知識のある5名の委員により、いじめの防止等の対策の調査・審議を行う委員会です。9月20日に委員会の開催を予定しております。

(3) いじめの防止等に関する取組では、まず、ア、相談体制の整備において、教育総合支援センターで、現在、行っているHEARTSや教育相談室、巡回相談員やスクールカウンセラーの対応等の相談体制を示しました。

ページをおめくりください。イ、学校支援の充実では、必要に応じて指導主事やHEARTSの派遣等を行うことを示しております。

ウ、教員研修の実施では、いじめの未然防止、早期発見、早期解決ができるようにするため、経験や職層に応じた研修を実施することを示しました。

エ、保護者との連携では、保護者に対して市民科地区公開講座などの機会を利用した連携を図ること。

オ、地域との連携では、町会等の地域組織との情報交換等による協力体制を築くこと。

カ、関係機関との連携では、児童・生徒の健全育成を推進するために、警察や児童相談所などと連携することなど、外部機関との連携についての基本的な方針を示しております。

キ、情報モラル教育の推進では、インターネットを媒介としたいじめなどのトラブル発生を防ぐために、SNS家庭ルール等の作成や活用についての働きかけを推進することなどを示しております。

各学校は、この基本方針をもとに、自校の学校いじめ防止基本方針を見直し、その学校の実情に応じた取り組みを推進してまいります。

なお、この基本方針は、区のホームページに掲載するなど、広く区民にも周知しております。

以上をもちまして、品川区いじめ防止対策推進基本方針についてのご説明を終わります。

【菅谷委員長】 どうぞ、鈴木委員。

【鈴木委員長職務代理者】 細かいところで申しわけないんだけど、5ページのウの最後のほうのところで、「経験や職層に応じた研修を実施するとともに、関連資料の配布等の情報提供を行う」と書いてあるんですけども、これは誰が誰に対してどんな情報を送るのか。

【菅谷委員長】 統括指導主事。

【教育総合支援センター統括指導主事】 いじめに関しましては、人権の尊重であるとかということも含めまして、国、東京都等の作成した資料等がさまざまございますし、私どもも、いじめ防止を推進するために、区の教育委員会の取り組みとしましても、区が作成した資料、また区のほかの機関が作成した資料等も含めまして、教員に周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

【鈴木委員長職務代理者】 教育委員会が教員に関連資料を渡すという趣旨ですか。

【教育総合支援センター統括指導主事】 そのとおりでございます。

【菅谷委員長】 どうぞ、富尾委員。

【富尾委員】 すみません、いじめの定義のところなんですけれども、この定義の文言で伝わっていくのかどうか、皆さんが思っているいじめというのがこういうことか。

私の認識の中では、いじめということに関しては、1対複数で攻撃されるような場合というのもそうなんじゃないのかなとか、いろいろな定義があつてしかるべきなのかもしれないんですけども、もっと具体的にこういう状態ですよということがわかったほうがいいのかなと思ったのと、あと、よくお母さん方と話をしていると、「いじめまではいいじゃないけどね」みたいなところとかもあるので、もうちょっと、これはいじめですよということがわかるような言葉のほうがいいのかと思ったんですけども。

【教育総合支援センター統括指導主事】 こちらのいじめの定義につきましては、25年6月にありましていじめ防止対策推進法の定義を参照いたしまして、国の法律で定められた定義をこちらに写させていただきましたけれども、当然、いじめを受けているという思いを持つお子さんの対応を最優先に考えていくということは大事なことで受けておられます。

【菅谷委員長】 よろしいですか。

教育長。

【教育長】 つまり、今のところは、1対多数ということ的前提とするということではなく、1対1ということもあり得るという考え方で、法律で整理されてきているのを受けてというようなところかなと思います。

詳細な部分につきましては、これをもとに、今度は各学校が基本方針をまたつくるという形になりますので、そこでより具体的なものは出てくるかなと。区がつくる段階であまり狭めてしまいますと、逆に学校がつくりにくくなってしまふところがあるかなということも想定している状況です。

【菅谷委員長】 どうぞ、鈴木委員。

【鈴木委員長職務代理者】 基本方針の策定に関して、品川区の条例、国の法律、東京都の条例に基づいて、学校におけるいじめ根絶の取り組みのための対策を規定するんだということなんだけれども、条例、法律、条例に基づいて対策を考えるという、もう少しその中に上向きな言葉も入れることはできないんですか。いじめの対策なんだけれども、もっと学校生活の充実を図り何とかかんとか、何かこれ、第1から重たいという感じが、印象があつたものですから、その辺は検討の余地があるのか、ないのか。文言がどういうことかはさておき。

【菅谷委員長】 考え方ですかね。

【教育総合支援センター長】 今、ご提案いただいた件につきましては、いわゆるこの基本方針に基づいて、それぞれ各学校ごとで、例えば、思いやりの心をもっと育てましようとかというものを、各学校がいわゆるいじめ基本方針として定めることもあると考えております。

【菅谷委員長】 よろしいですか。

【鈴木委員長職務代理者】 結局 で必要ないということ？

【教育長】 教育委員会としての表現の仕方というのが、ある程度、役所的な形の文章でいけば、それをもとに各学校がいろいろ工夫の余地が出てくるわけなんですけれども、そこにある程度、絞り込んだ表現が出てしまいますと、その影響が結構大きく出るというところもありまして……。

【鈴木委員長職務代理者】 なんか重たいんですよ。

【教育長】 このところは重いですね。この方針の策定のところも、大体、上位の文章から引っ張ってきているところですか。

【教育総合支援センター統括指導主事】 これを使っているところも含めまして、そもそも国の法律のほうに学校がいじめの基本方針をつくることというのが義務として載っております。それをつくるに当たっては、国のつくる方針、地方自治体のつくる方針等にととって、参考にしてつくることとそもそものいじめ防止対策推進法に規定されておりますので、このような表現になっております。

【菅谷委員長】 いじめというのは、レベルから下の者を普通のところまで上げていこうというそういう性格なものですから、どうしても上のほうが、本来ならば学校というのはもっと上のいい、いろいろなことを言いながらやるんですが、いじめというのは、どうしても普通のところまで戻さないわけにいかないの、それがあかなという感じがします。

僕のほうは気になるのですが、品川区の学校がつくる基本方針のために教育委員会としてつくった方針ですよ。確認ですけれども。

指導主事。

【教育総合支援センター統括指導主事】 そのとおりでございます。

【菅谷委員長】 ですね。そうすると、ほかの区にないものをやはり入れたい。HEARTSが入ってきているのは当然だと思いますし、これはいじめ防止の基本の条例をつくったときもそれが入っていますが。もう一つ、大きな番号でいうと5の学校における取組がありますね。非常に具体的な取り組み、(1)、(2)、(3)のところですが、特に(2)のところに関係すると思うんです。

組織的対応の推進というのがあります。これは結構大事だと思うんですが、ここが書いているところを見ますと、何とかな、どこの学校、どこの区、どこの市の学校でも、全部、成り立つようなことが書いてあるんです。それが悪いという意味じゃないんです。だけど、品川区の学校というのはやはりコミュニティ・スクールをやるんだと大きく宣伝していて、今、やっている段階で、やはり校区協働委員会、この辺の働きが何も書いていないというのはちょっと僕にとってはある意味では解せない。

地域との関係をやるとすれば、今まではこうだと、ここに書いてあるとおりで僕はいいと思うんです。それに反対するものは何もないんですが、品川らしい強さを出していくと

すると、品川版のコミュニティ・スクールをやるといふうなものを言っているのであれば、それが前提になったものを書いていないというのは、足りないなという感じがしてしまうんです。そういう印象を持ちました。

できれば、学校がやるとすれば、全部の学校がやっていないというのはあると思いますけれども、全部の学校にこの協働の委員会をつくらうとしているところだとすれば、そこが地域とのつながりが一番強くなるはずですね。この前の教育総合会議の中で、区長さんとの中でもやりとりしたときに、そこが一番問題になった。やはり地域の声を学校が上げていく、地域のために学校はやっていくんだというところになれば、いじめ問題というのはもう地域の問題なんです。学校の問題だけじゃないと思います。だから、その力をやっていくとすれば、そのところを欠かしていけないんじゃないかなと僕は感じるんです。中に入れていただければありがたいなと思います。

【教育長】 委員長のおっしゃることは、まさにこれからの品川の地域とともにある学校づくりに基づくご指摘だと思います。

ここの5番の(2)組織対応の推進につきましては、そういう実効的に行うための組織を置くというような位置づけになっていますので、ここの項で校区教育協働委員会との関連性をうたうのはちょっと厳しいのかもしれないんですが、どこかにそのようなトーンを反映することはできますよね。

やはり学校でいじめが起きたというときには、当然、校長のほうから校区教育協働委員会のほうにも報告があり、場合によってはそこでアドバイスをもらうというようなやりとりが展開する場合がありますので、センターのほうでどこかにかかる分があればいいんですけれども、可能性を追求してみていただけますか。

【教育総合支援センター統括指導主事】 今のお話の校区教育協働委員会であれば、6の区教育委員会の取組の中で、4ページの見出し、区教育委員会の取組の左側の、めくっていただいて5ページになってしまうんですが、オのところに地域との連携という項目がございます。ここで、「日頃から学校と町会等の地域組織が」と、こういうような始まりである文章の中に反映をさせるのか、または一番後ろの「地域とともにある学校づくりを推進する」ということは、まさにコミュニティ・スクールの理念を示しているところですので、ここに入れていくように検討させていただきます。

【菅谷委員長】 時間的に大丈夫ですか。今日、決定しないと、また という。

【教育長】 ここの地域との連携の意味合いと、校区教育協働委員会の中で、校内に起きたそういったトラブル対応の指導、助言を委員に仰ぐというようなところは、若干、トーンが変わるかもしれないんですけれども、地域とともにある学校づくりの一環として、校区教育協働委員会があることは間違いありませんので、その組織機能も活用しながらいじめの対応をしていくというところが、どこかにニュアンスとして入るといいかなというふうには思います。ここでも結構ですし、ほかのところでも適当な場所があれば入れていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

【菅谷委員長】 ほかにご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件は了承いたしました。文言ですから、時間の問題もあると思いますので、後で教えていただければ結構でございます。よろしくお願いたします。

次に、日程第6、その他 平成28年9月の行事予定について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私のほうから、資料4に基づきまして、平成28年9月の行事予定についてご説明いたします。

まず、9月13日火曜日ですが、第3回区議会定例会の答弁調整の経営会議が入っておりますので、日程を9月6日14時からと変更をさせていただきたいと思っております。

それから、9月23日及び9月26日につきましては、第3回区議会定例会本会議がございますので、委員長、教育長の出席をお願いいたします。

続きまして、9月27日も第3回定例会に伴います常任委員会の文教委員会が日程として重複しますので、9月20日15時からへと変更をお願いしたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

【菅谷委員長】 9月6日、9月20日というように日が変わっていますが、よろしゅうございますか。

それでは、平成28年9月の行事予定について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

その他、ありますでしょうか。

【庶務課長】 特にございません。

【菅谷委員長】 それでは、次に非公開の会議を開きたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。